

低所得者の介護保険料軽減強化について

1 理由

令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げによる増収分を財源として、国による低所得者の介護保険料の更なる軽減強化が実施されます。このため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年 4 月 1 日から施行されました。

これを受け、本市においても令和元年度の介護保険料の軽減強化を行うこととなりました。

2 介護保険料の軽減強化内容

第 1 段階を更に軽減し、第 2、第 3 段階についても軽減するもので、第 1 段階の保険料率を 0.05 引き下げ 0.35 とし、第 2 段階を 0.095 引き下げ 0.595、第 3 段階を 0.025 引き下げ 0.725 とするものです。

【基準保険料 65,760 円/年額】

| 段階 | 現行(A) | | 軽減強化後(B) | | 差(A) - (B) | |
|--------|-------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| | 保険料率 | 保険料年額 (円) | 保険料率 | 保険料年額 (円) | 軽減幅 | 軽減額 (円) |
| 第 1 段階 | 0.40 | 26,310 | <u>0.350</u> | 23,020 | 0.050 | 3,290 |
| 第 2 段階 | 0.69 | 45,380 | <u>0.595</u> | 39,130 | 0.095 | 6,250 |
| 第 3 段階 | 0.75 | 49,320 | <u>0.725</u> | 47,680 | 0.025 | 1,640 |

※第 1 段階は平成 27 年 4 月から軽減を実施し、保険料率を 0.45 から 0.40 にしています。

3 財政負担

低所得者の保険料を軽減したことによる保険料の減収分は、国、県及び市が負担することとなっており、その負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっています。

第7期介護保険料所得段階別一覧

現行

| 所得段階 | 保険料率 | 保険料 (年額) | 対象者 |
|-------------|------|-------------|--|
| 第1段階 | 0.40 | 26,310円 | 生活保護受給者、若齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 |
| 第2段階 | 0.69 | 45,380円 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第3段階 | 0.75 | 49,320円 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方 |
| 第4段階 | 0.83 | 54,590円 | 世帯の誰かが市町村民税非課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第5段階 基準額 | 1.00 | 65,760円 | 世帯の誰かが市町村民税非課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 |
| 第6段階 | 1.15 | 75,630円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 |
| 第7段階 | 1.35 | 88,780円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 |
| 第8段階 | 1.65 | 108,510円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 |
| 第9段階 | 1.80 | 118,370円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 |
| 第10段階 | 2.00 | 131,520円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 |
| 第11段階 | 2.10 | 138,100円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方 |
| 第12段階 | 2.30 | 151,250円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 |

軽減強化後

| 所得段階 | 保険料率 | 保険料 (年額) | 対象者 |
|-------------|-------|-------------|--|
| 第1段階 | 0.350 | 23,020円 | 生活保護受給者、若齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 |
| 第2段階 | 0.595 | 39,130円 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第3段階 | 0.725 | 47,680円 | 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方 |
| 第4段階 | 0.83 | 54,590円 | 世帯の誰かが市町村民税非課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第5段階 基準額 | 1.00 | 65,760円 | 世帯の誰かが市町村民税非課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方 |
| 第6段階 | 1.15 | 75,630円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 |
| 第7段階 | 1.35 | 88,780円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 |
| 第8段階 | 1.65 | 108,510円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 |
| 第9段階 | 1.80 | 118,370円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 |
| 第10段階 | 2.00 | 131,520円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 |
| 第11段階 | 2.10 | 138,100円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方 |
| 第12段階 | 2.30 | 151,250円 | 本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 |

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒